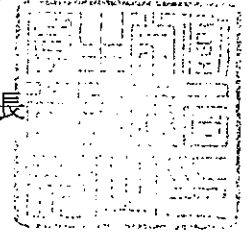


老発0329第10号

平成24年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第45号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成24年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要介護認定に係る有効期間について、原則6月間としつつ、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

(2) 要支援認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要支援認定に係る有効期間について、原則6月間としつつ、市町村が介護認定

審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

改正省令に規定する有効期間は、平成24年4月1日以後に申請があった要介護認定及び要支援認定について適用し、平成24年3月31日までに申請があった要介護認定及び要支援認定の有効期間は、従前どおりとすること。

〔法律〕

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(六)

〔政令〕

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日等を定める政令(七八)

〔省令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(総務一九)

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則(法務一〇)

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四五)

○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令(経済産業二〇)

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令(環境四)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令(同五)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令(同六)

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(法務一一一、一一三)

六

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件(厚生労働一八一)

○職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件(同一一八二)

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件(農林水産八四二)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関を指定した件(経済産業四九)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通三三九)

○地すべり防止区域を指定する件(同三四〇～三四三)

○地すべり防止区域を追加指定する件(同三四四～三四七)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(同三四八)

○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件(同三四九)

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁七九)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件(防衛七三)

七

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第八条第二項第一号の規定に基づき指定暴力団の指定を取り消す件(沖縄県公安委員会二二)

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示(同二三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

官庁事項

国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について(国土地理院)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、証票無効関係

○厚生労働省令第四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八條第一項（同條第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三條第一項（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第五項中「による要支援更新認定」の下に「（同項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ）」を加える。

第三十八條第一項第二号中「五月間（法第二十九條第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三條第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であつて法第三十五條第四項の規定により法第二十七條第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあつては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

第四十一條第二項中「五月間（法第二十九條第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三條第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であつて法第三十五條第四項の規定により法第二十七條第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあつては、十二月間）」を「十二月間」に改め、「六月間を」とあるのは「十二月間を」とを削る。

第五十二條第一項第二号中「五月間（法第三十三條の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法第三十五條第二項の規定により法第三十二條第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあつては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

第五十五條第二項中「六月間」とあるのは「十二月間」を「六月間」とあるのは「十二月間」に、「五月間（法第三十三條の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法第三十五條第二項の規定により法第三十二條第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあつては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

附 則

（施行期日）
第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八條第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があつた要介護認定（介護保険法第十九條第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要介護認定については、なお従前の例による。

2 新規則第五十二條第一項の規定は、施行日後に申請があつた要支援認定（介護保険法第十九條第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要支援認定については、なお従前の例による。

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)や市町村からの意見を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間(改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲(改正後)
新規申請		6ヵ月	3~6ヵ月	6ヵ月 →	3~12ヵ月
区分変更申請		6ヵ月	3~12ヵ月	6ヵ月	3~12ヵ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヵ月	3~12ヵ月	12ヵ月	3~12ヵ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヵ月	3~24ヵ月	12ヵ月	3~24ヵ月
	前回要支援 → 今回要介護	6ヵ月	3~12ヵ月	6ヵ月	3~12ヵ月
	前回要介護 → 今回要支援	6ヵ月	3~12ヵ月	6ヵ月	3~12ヵ月